

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月
堺市立赤坂台中学校

I いじめの基本認識

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条 より）

2. いじめの態様

《具体的ないじめの態様の例》

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる など

3. いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という全職員の共通認識のもと、未然防止・早期発見・早期解決・再発防止に取り組む。

- ・いじめは人権侵害であり、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものもある
- ・「いじめを絶対に許さない」学校をつくる
- ・いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す
- ・いじめた子どもに対して、毅然とした態度で粘り強い指導を行う
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める

II いじめに対する基本的な対策事項

1. いじめの未然防止にむけて

《すべての教育活動を通して豊かな人間性を育み、主体的ないじめ防止活動を推進する》

- ・道徳教育や人権教育を通して、規範意識を育み、人権を尊重する心を育む。
- ・教育活動の中で生徒にいじめについて考えさせ、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。

- ・情報モラル向上のための教育活動を行い、生徒や保護者に啓発する。
- ・特別活動やさまざまな体験活動をととして、仲間づくりや絆づくりをすすめ、自己有用感を高める。
- ・一人ひとりを大切にした授業づくりに努め、生徒の自尊感情を高める。
- ・学校生活での悩みの解消を図るため、スクールカウンセラー等を活用する。
- ・ストレスを感じた場合に、適切に対処する力を育成する。

《職員一人ひとりが豊かな人権感覚やいじめを見抜く力を身につける》

- ・子どもの理解、発達課題等の研修を通して確かな人権感覚を養い、いじめを見抜く力の向上に努める。
- ・教職員一人ひとりがいじめの重大性を正しく認識し、教職員の言動がいじめを誘発、助長、黙認することがないように注意を払う。

2. いじめの早期発見にむけて

近年の事象を見ると、遊びやいたずら、悪ふざけから重大な問題になっていることが多く、そのような状態の事象を見逃すことなく的確に関わりを持ち、学校・保護者・地域が連携して、実態の把握に努める。とくにけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・いじめ対応チェックシートを活用するなど幅広く生徒の生活を見守る。
- ・いじめアンケートの実施、また教育相談や懇談などを積極的に活用する。
- ・保護者と情報を共有し、迅速に対応する。
- ・地域との連携の中で情報を共有する。
- ・電話相談窓口の周知などにより、いじめを訴えやすい体制を整える。

3. いじめの早期対応・解決にむけて

いじめの事象が発覚したときには、学校全体の問題としてとらえ、詳細な事実確認の上、適切な対応を組織的に行い、被害生徒と保護者が納得のいく解消をめざす。

- ・当事者双方から詳細な事実確認を行う。
- ・事実としてつかんだ情報を適切に保護者へ説明し、具体的な対策について説明する。
- ・いじめた生徒へは、毅然とした態度で粘り強く指導を行う。
- ・状況によって、警察等関係機関との連携をはかる。
- ・いじめた生徒やいじめがあった集団などに、継続的な指導を行う。
- ・いじめられた生徒の立場に立って、適切な環境整備を行う。

※学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

4. ネット上のトラブルについて

インターネット上での不適切な書き込み等の未然防止の一つとしては、堺市ネットいじめ防止プログラムなどの情報モラル教育を活用する。万一発覚した場合は、組織的に現状を確認し、被害生徒の意向を尊重した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。同時に、関係していると予想される生徒への事実確認を行い、指導したうえで保護者に指導内容を報告し、状況の改善に向けて協力を求める。また、被害生徒や保護者の精神的なケアに努め、必要な措置をとる。

必要に応じて、警察や法務局等と連携をとり、適切な援助を求める。

また、子どもが悩みを抱え込まないように、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについて周知する。

5. 重大事態への対処について

「いじめ防止対策推進法 第28条1項」に基づき、重大事態が起きた場合は、直ちに堺市教育委員会に報告し、その後の対処については設置者である教育委員会の判断に応じて対応する。

《堺市教育委員会の判断により、学校が調査主体となった場合》

- ・重大事態の調査組織を設置し、設置した組織が事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を堺市教育委員会に報告する。
- ・調査結果をふまえた必要な措置をおこなう。

※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

6. 特に配慮が必要な生徒等について

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

Ⅲ 組織的な指導体制について

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決、再発防止など、いじめへの対策などに関する組織的な対応を行うため、その中核となる「いじめ防止対策委員会」を設置し、以下の役割を担う。

【役割と措置】

- ①いじめの未然防止のための取り組みや年間計画を作成する。
- ②いじめ防止に関する取り組みについて定期的な点検を行い、見直しをはかる。
- ③いじめ発覚後は、できる限りの正確な実態把握に基づき、組織的に対応する。

④いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供できる体制をとる。

⑤必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等が参加しながら対応する。

【委員会組織】

学校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラー
これらの担当を基本とし、学級担任や部活動顧問など状況に応じて柔軟に編成する。

IV いじめ防止対策における留意事項

1. いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりしている）」「傍観者（見て見ぬ振りをする）」を含めたいじめの4層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめを防止するには、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことが大切である。
2. いたずらや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
3. いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保する。
4. いじめ防止に対する生徒指導上の諸問題に関して校内研修を行い、すべての教職員の共通認識をはかる。
5. いじめの実態把握及びいじめの対応を適切に行うため、いじめに関する学校評価を行い、適正に自校の取り組みを評価する。
6. 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、地域や家庭との緊密な連携協力をはかり、学校・地域・家庭が組織的に連携、協働する体制を構築する。